

経済常任委員会 審査順序

○ 付託議案について

議案第19号 平成30年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中		
2款 総務費	1項 総務管理費	3目25節貿易振興基金積立金
5款 労働費	全部	
6款 農林水産業費	1項 農業費	3目13節、7目、10目、12目を除く
	2項 林業費	3目を除く
	3項 水産業費	
7款 商工費	1項 商工費	2目4節、7節、11節、6目、9目、10目を除く
第3条 繰越明許費中		
6款 農林水産業費	1項 農業費	ワイナリー創出支援事業
	2項 林業費	
	3項 水産業費	
7款 商工費	全部	

議案第20号 平成30年度八戸市自動車運送事業会計補正予算

議案第23号 平成30年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正予算

議案第28号 平成30年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算

議案第38号 八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第38号

八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

3月限りで失効する企業立地促進のための奨励金交付制度を2年間延長するためのものである。

2 改正の内容

区分	改正後	改正前
有効期間	平成33年3月31日	平成31年3月31日

3 施行期日

公布の日

【参考】新旧対照表（関係部分抜粋）

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、当市における多様な産業の立地を促進することにより、産業構造の高度化を図り、もって産業の振興及び雇用の拡大に資することを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 市長は、立地した企業に対し、予算の範囲内で次に掲げる奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。</p> <p>(1) 立地奨励金</p> <p>(2) 操業奨励金</p> <p>(3) 雇用奨励金</p> <p>(4) 設備投資奨励金</p> <p>2 前項第1号又は第2号に掲げる奨励金と同項第4号に掲げる奨励金は、重複して交付することができない。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(有効期間)</p> <p>2 この条例は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、その時まで<u>に</u>交付決定された奨励金については、この条例は、その時以後においてもなお効力を有する。</p> <p>(後略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、当市における多様な産業の立地を促進することにより、産業構造の高度化を図り、もって産業の振興及び雇用の拡大に資することを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 市長は、立地した企業に対し、予算の範囲内で次に掲げる奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。</p> <p>(1) 立地奨励金</p> <p>(2) 操業奨励金</p> <p>(3) 雇用奨励金</p> <p>(4) 設備投資奨励金</p> <p>2 前項第1号又は第2号に掲げる奨励金と同項第4号に掲げる奨励金は、重複して交付することができない。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(有効期間)</p> <p>2 この条例は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、その時まで<u>に</u>交付決定された奨励金については、この条例は、その時以後においてもなお効力を有する。</p> <p>(後略)</p>